

しゃかいふくしほうじん こころ かい がくえん
社会福祉法人 心の会 あすなろ学苑

しゅうろうけいぞくしえんびーがたじぎょうりようけいやくしょ
就労継続支援B型事業利用契約書

<<目 次>>

1. **もくてき**
目的
2. **きかん**
期間
3. **こべつしえんけいかく**
個別支援計画
4. **しゅうろうけいぞくしえんびーがたじぎょう ないよう**
就労継続支援B型事業の内容
5. **しえんないよう**
支援内容
6. **さぎょうかつどう こうちん しはらい**
作業活動と工賃の支払い
7. **じこ そんがいばいしょう かん がくえん せきにん**
事故と損害賠償に関するあすなろ学苑の責任
8. **りょうりょうきん しはらい**
利用料金の支払い
9. **じこ そんがいばいしょう かん りょうしゃ せきにん**
事故と損害賠償に関する利用者の責任
10. **しせつりょうきそく まもる**
施設利用規則を守る
11. **りょうしゃ からのはくそく とりけし**
利用者からの約束の取り消し
12. **がくえん からのはくそく とりけし**
あすなろ学苑からの約束の取り消し
13. **やくそくしゅうりょう**
約束終了
14. **くじょうかいいつ**
苦情解決
15. **りょうしゃ がくえん そうだん**
利用者とあすなろ学苑が相談すること
16. **ほしょうにん**
保証人

※この説明書に書かれた情報は2025年7月1日現在のものです。

しゃかいふくしほうじん こころのかい
社会福祉法人 心の会 あすなろ学苑

しゅうろうけいぞくしえんびーがたじぎょうしょ
就労継続支援B型事業所

とうしせつ かながわけん してい う
当施設は神奈川県の指定を受けています。

じぎょうしょばんごう
事業所番号 1411900127

さん（以下「利用者」という）は、社会福祉法人心の会あすな

ろ学苑（以下「あすなろ学苑」という）の提供する「就労継続支援B型事業

の利用および、利用料金の支払いについて」次のとおり約束を結びます。

もく 目的

だい 第1条

この約束は、利用者が自分の力で生活することや生活するうえで

必要な技術を習得し社会参加を進めることが目的です。あすなろ

学苑が利用者のためのことの内容（個別支援計画作成や就労

継続支援B型事業など）と、それに対して利用者があすなろ学苑で

自立に向けたトレーニングを行ふことおよび利用料金を払うことにつ

いて明らかにし、利用者とあすなろ学苑が互いに理解と合意をした上

で、就労継続支援B型事業が提供されることを目的とします。

期 間

だい 第2条

1 この約束の有効期間は契約開始日（2025年7月1日）から受給

けつていまんりょうびおよたいえんび決定満了日及び退苑日までとします。

2 前項の契約期間満了の日に引き続き、利用者について

くんれんとうきゅうふひしきゅうけつてい訓練等給付費の支給が決定されたときは、その決定された期間本契約

じどうこうしんいこうけいやくきかんまんりょうともなこうしんは自動更新するものとします。また、それ以後の契約期間満了に伴う更新

についても同様とします。ただし、期間満了の30日以上前までに利用者

から本契約を更新しない旨の申し入れがあった場合、または、第11条

・第12条・第13条により本契約が解除された場合は、本契約は終了

するものとします。

あすなろ学苑が行うこと

第3条 個別支援計画

あすなろ学苑は、利用者の心身の状況、課題や意向に基づいた

個別支援計画を利用者同意の上作り、これにもとづいた就労継続

支援B型事業を提供します。少なくとも年2回もしくは利用者の希望

に応じてその計画の見直しを行います。

個別支援計画には就労継続支援B型事業の目標及びその期間、

サービスを提供する上での留意点等を盛りこみ、原則として入苑後

1ヶ月以内に作成します。

また、個別支援計画は書面で利用者に交付・説明し、内容の確認

と記名を受けるものとします。

あすなろ学苑は、利用者同席のもと個別支援計画会議を実施します。

ただし、利用者が参加できないやむを得ない場合は、この限りではありません。

第4条 就労継続支援B型事業の内容

あすなろ学苑は、「就労継続支援B型事業所」(重要事項説明書

)の定めるサービスを利用者のために提供します。

(1) 相談や助言

(2) 作業の提供・職業の支援

(3) レクリエーションや行事

(4) 昼食の提供(希望者のみ、調理員が製造した昼食を提供)

(5) 送迎の提供(希望者のみ、当苑が定めている所定のサービス時間

開始前及びサービス時間終了後に限り指定場所と事業所間の送迎サービスを行います。

なお、利用者の都合により遅刻、早退する場合は、送迎の対象外となります。

送迎車両の台数が限られている為、同じ車両で複数回の送迎を行います。そのため、2便以降に乗車となった場合や交通渋滞が生じた場合は、苑内において待ち時間が生じます。

第5条 支援内容

1 あすなろ学苑は、利用者が自分の力で生活することや社会参加

を進めるための支援をします。また、あすなろ学苑は法律を守ると同時に

、利用者の考え方や気持ちや人柄を大切にし、利用者の立場にたった

就労継続支援B型事業を行います。

2 あすなろ学苑は、利用者に就労継続支援B型事業を行うにあたって、

次の6つのことと約束します。

(1) 生命、身体の安全確保に気を配ります。

(2) この約束の内容についてわかりやすく説明し、利用者の同意

を得るものとします。

(3) 仕事上知り得た利用者や家族等の秘密について、正当な理由

がある場合を除き、他人に漏らしません。ただし、医療機関で診察

う　　ぱ　　ふ　　ぎ　　など　えんかつ　り　　を受ける場合や、福祉サービス・行政サービス等を円滑に利用

れんらくちょうせい　ほかひつよう　はんい　こじんじょうほう　つか
するための連絡調整、その他必要な範囲で個人情報を使う

しゃかいふくしほうじん　こころ　かい　こじん
ことができるものとします。(社会福祉法人　心の会　個人

じょうほうかんりきてい　もと　と　あつか
情報管理規定に基づき取り扱うこととします。)

(4) 利用者・他の利用者の生命、または身体を保護するための

きんきゅう　え　ぱ　のぞ　じゅう　うば　こう
緊急やむを得ない場合を除いて、からだの自由を奪ったり、行

どう　せいげん　こう　い
動の制限をする行為をしません。

(5) サービス提供に関する記録を整え、サービス提供日から5

ねんかんほぞん　りょうしや　じぶん　きろく　せいきゅう
年間保存します。利用者は自分の記録を請求することにより、

み　じっび　まい　えん　ふたん
見ることができます。また実費(1枚10円)を負担してコピー

ぶつか　へんどう　りょうきん　かかく
をすることもできます。ただし、物価の変動により料金の価格

かいてい　おこな
改定を行うことがあります。

(6) 利用者のプライバシーの保護について十分な配慮をします。た

しゅうろうけいぞくしえんびーがたじょう　じっし　あんぜんえいせいじょうかんり
だし、就労継続支援B型事業の実施、安全衛生上管理の

ひつよう　ぱ　こう　いしつ　た　い　ひつよう　そ　ち
必要がある場合には、更衣室などに立ち入り、必要な措置を

おこな
行います。

第6条 作業活動と工賃の支払い

1 あすなろ学苑は、第3条に定めた個別支援計画に沿って、利用者1人

1人の能力、適性に応じて作業の内容を定め、利用者に対し適切

さぎょうかつどう　しえん　おこな
な作業活動の支援を行います。

2 あすなろ学苑は、授産事業収入から必要な経費を差し引いた額

を工賃として利用者に支払います。あすなろ学苑利用者給料規定に基づいています。

づき、工賃を支払います。

第7条 事故と損害賠償に関するあすなろ学苑の責任

1 あすなろ学苑は、就労継続支援B型事業の提供によって事故

が起きた場合には、すぐに利用者の法定代理人や家族等に連絡をし、

必要な手続きを行います。

2 あすなろ学苑は、就労継続支援B型事業にあたって、あすなろ学苑

の責任と認められ、それによって利用者に損害を与えた場合には、

利用者の損害を補償します。

利用者があすなろ学苑に対して行うこと

第8条 利用料金の支払い

1 利用者は、就労継続支援B型事業の対価として市町村が定める

定率負担額及び、訓練等給付費対象料金の利用料金、訓練等給付費

対象外サービス及び重要事項説明書に定める所定の利用料金をあす

なろ学苑に支払います。

ただし、訓練等給付費の額については、あすなろ学苑が市町村から代理

して受領する場合は、あすなろ学苑への支払いは必要ないものとします。

あすなろ学苑は、訓練等給付費対象外サービスの費用を、物価の変動、

その他の理由により相当な額に改定することが出来ます。

なお、改定した際は、その旨を書面により交付するものとします。

2 訓練等給付費対象サービスの利用料金は、当月分を翌月末日までに

請求し、翌々月の15日までに指定銀行口座引き落とし等により支払

いを行ふものとします。

昼食の料金はあすなろ学苑が当月分を翌月25日までに請求し、

利用者は翌月末日までに指定銀行口座引き落とし等により支払いを

行ふものとします。訓練等給付費対象外サービスであるクラブ活動、

親睦会、外出行事の費用は、実施の際あすなろ学苑が書面にて所定

の支払い期日を設けた上で請求をし、利用者は随時現金または銀行

引き落としにより支払うものとします。

3 利用者は、障害支援区分の変更または訓練等給付費支給決定が

取り消されるなど支給決定の内容が変更された場合は、すぐにあすな

ろ学苑に報告してください。

第9条 事故と損害賠償に関する利用者の責任

利用者は、わざとまたは不注意によってあすなろ学苑やあすなろ学苑

管轄下にあるイベントや外出先等において他利用者・職員・他者に

損害を与えた、無断で机やいす、ロッカーなどの備品の形状を変

えたり、壊してしまったりしたときは、その損害を弁償し、もとに戻す

義務があります。

第10条 施設利用規則を守る

利用者は、あすなろ学苑の利用規則を必ず守るものとします。また、

共有の施設・敷地を本来の用途に従って正しく利用するものとします。

約束取り消しについて

第11条 利用者から約束の取り消し

1 この約束を取りやめたい時、辞める30日以上前にあすなろ学苑に辞

めることを所定の文書で知らせる（通知する）必要があります。

2 利用者が、あすなろ学苑に知らせることなく辞めた場合は、あすなろ学苑が辞めることを知った日をもって、この約束は取り消されたものとします。

3 利用者は、あすなろ学苑が次の4つのどれかに当てはまる行為を行った場合には、すぐにこの約束を取り消すことができます。

① あすなろ学苑が正当な理由なくこの約束に決められた就労継続支援B型事業を行わない場合。

② あすなろ学苑が第5条に定めることを守らなかった場合。

③ あすなろ学苑がわざとまたは不注意によって、利用者の生命・身体・財産・信用を傷つけることなどによってこの約束を続けにくい重大な事情が認められる場合。

④ 他の利用者が生命・身体・財産・信用を傷つける恐れがある場合において、あすなろ学苑が適切な対応をとらない場合。

第12条 あすなろ学苑からの約束取り消し

あすなろ 学苑 はやむを 得 ない 理由 がある 場合 に、30日 以上前 に 文書

で 通知 すること により、この 約束 を 取り消 すこ とが できます。

また、あすなろ 学苑 は、利用者 が 次 の 4 つ の どれか に 当てはまる 行為

を行った 時 に は、利用者 に 文書 で 通知 すること により、直ちに この 約束

を 取り消 すこ とが できます。

① 利用者 が、利用 料金 の 支払い を 遅らせ、約束 どおり 支払

期限 までに 払って くださいと 催促 しても 支払わ ない 場合。

② 利用者 が、他 の 利用者 ・ 職員 の 生命 ・ 身体 ・ 信用 を 傷つけ

ることなど によつて、重大 な 事情 を 生じさせ、その 改善 が 見込

めない 場合。

③ 利用者 があすなろ 学苑 と あすなろ 学苑 の 利用 について 約束 を 結

ぶとき に 心身 の 状況 や 病歴 等 の 重要事項 について あすなろ

学苑 に 教え ない、または 事実 と 違うことを 教えたこと により、

約束 を 続ける 重大 な 事情 が 起きた 場合。

④ 利用者 が 1 ヶ 月 を 超えて 事業所 を 欠勤 している 場合。

約束 終了

第 13 条 約束 終了

この 約束 は、次 の 6 つ の どれか にあてはまつた 場合 終了 するものと

し、利用者 もしくは 法定 代理 人 は 利用者 の 所持 金品 を 2 週間 以内 に

引き取る と 同時に、あすなろ 学苑 から 貸し出された 物品 を 返します。

また、8条に基づく利用料金支払義務及び、その他の条項に基づく

義務を速やかに実行します。利用者が2週間を過ぎても残留物を

引き取らない場合は、適当なものに委託し、利用者又は法定代理人に、

残留物を引き渡すものとします。その費用については、利用者又は

法定代理人が負担するものとします。

① 市が利用者に対して施設訓練等給付費の決定を取り消した

場合。

② あすなろ学苑が指定を取り消された場合、または指定を

断った場合。

③ 災害等(大雨や台風など)によりあすなろ学苑が損害を受け

、就労継続支援B型事業のサービスの提供ができなくなつ

た場合。

④ あすなろ学苑が破産や解散命令を受けた場合。

⑤ 約束の取り消し、第11条・第12条により、この約束が解約

または解除された場合。

⑥ 利用者が死亡した場合。

苦情解決

第14条 苦情解決

利用者は、この約束の第4条にある就労継続支援B型事業に関して

、あすなろ学苑が設置した苦情受付担当者、苦情解決責任者に苦情

を取り上げて言うことができます。

また、神奈川県社会福祉協議会に設置されている運営適正化委員会

や横須賀市障害福祉課にも苦情を言うことができます。

あすなろ学苑は、苦情を理由とする不当な扱いは一切しません。

相談

第15条 利用者とあすなろ学苑が相談すること

この約束に定められていないことについて問題が起きた場合には、

利用者とあすなろ学苑は、法律に定めるところに従い、誠意を持つて話し合うものとします。

第16条 保証人

1 保証人は、この約束に基づき利用者の債務を負うときは、利用者と連帯して責任を負うものとします。

2 保証人は、前項の義務のほか、次の各号の責任を負うものとします。

① 利用者が疾病等により医療機関に通院・入院する場合、必要な措置を実施すること。

② 契約が終了した場合、利用者の状態に見合った適切な受け入れ先確保に努めること。

③ 利用者が死亡した場合の遺体の引き取りや遺留金品の引き取り、その他本契約に定める必要な措置を行うこと。

④ 事業者は、傷病・無届欠勤・無届外出等、利用者に異変

が生じた場合、利用者に対する支援の程度・内容が

相当程度過大になった場合、保証人に連絡し、就労継続支援

B型事業の利用について協議するものとします。

上記の約束を証するため契約書を2通作成し、利用者及び保証人と、あすな

る学苑が、記名・捺印の上、各1通を保有するものとします。

サービス 利用 契約書

2025年 7月 1日

利 用 者 住 所

氏 名

印

保 証 人 住 所

氏 名

印

あすなろ 学苑 がくえん 所在地 しょざいち 横須賀市 小矢部 4 丁目 19 番地 4 号 よこすかしこやべ ちょうめ ばんち ごう

名 称 めい しょう しゃかいふくしほうじん 社会福祉法人 こころ かい の 会あすなろ こころ かい の 会あすなろ

がくえん
学苑

代表者 氏名 だいひょうしゃしめい 理事長 りじちょう かんなり 神成 裕介 ゆうすけ いん 印

説 明 者 せつめいやくしゃ 苑 長 えんちょう 三浦 麻矢 みうら まや いん 印